

# 一般社団法人運動栄養サポートセンター 会員規約

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** 本会員規約は、一般社団法人運動栄養サポートセンター（以下「当法人」という。）の会員制度について定めるものである。

### (会員)

**第2条** 当法人の会員とは、当法人の目的に賛同して、本会への入会を申し込み、理事会にて入会を承認された個人、法人又は団体とし、次の5種類とする。

- (1) 法人正会員 当法人の目的に賛同して入会した法人又は団体
- (2) 個人正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人
- (3) 法人賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した法人又は団体
- (4) 個人賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人
- (5) 名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で、理事会により推薦された個人又は団体

## 第2章 入会と退会

### (入会)

**第3条** 当法人の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を当法人に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

### (入会申込みの不承認)

**第4条** 当法人の会員になろうとする者に、以下の行為が認められた場合、入会申込の承認がなされないことがある。

- (1) 入会申込書に、虚偽の記載、誤記及び記入漏れがあった場合。
- (2) 入会申込書提出後、2ヶ月を経過しても会費の納入がなされない場合。
- (3) 過去に当法人から会員資格を取り消されたことがある場合。
- (4) その他、当法人が会員と認めることを不相当と判断した場合。

### (会費及び支払い方法)

**第5条** 入会金及び会費（消費税込み。）は以下に定める通りとする。

なお、次に規定する「従業員」は、「役員、正社員、派遣社員、アルバイト及びパートタイム職員等の会社等の構成員のすべて」を指すものとする。

(1) 法人正会員 入会金 10,000 円

従業員規模	～25名	26～50名	51～75名	76～100名	100名～
訪問身体労災予防	2	2	2	2	2
生活習慣病予防教育	2	2	2	2	2
個別面談・サポート	2	3	4	5	6～
フルサービスセット	4	5	6	7	8～

月額会費 単価：万円

(フィットネスクラブA) 入会金 10,000 円 月会費 50,000 円

(フィットネスクラブB) 入会金 10,000 円 月会費 40,000 円

(フィットネスクラブC) 入会金 10,000 円 月会費 30,000 円

(2) 個人正会員 入会金 3,000 円 月会費 3,000 円

ただし、学生の場合は、入会金を免除した上、月会費は半額免除とする。

(2) 法人賛助会員 入会金 10,000 円 月会費 10,000 円

(4) 個人賛助会員 入会金 3,000 円 月会費 1,000 円

(5) 名誉会員 入会金なし 月会費なし

(以下、1号及び2号を合わせて「正会員」といい、3号と4号を合わせて「賛助会員」という。)

2 入会金は、入会申込みから遅滞なく支払わなければならない。なお、その支払方法は、当法人の指定する金融機関の口座に振込入金又は現金にて支払うものとし、この場合の振込手数料は、入会者の負担とする。

3 月会費の支払方法は、当法人が指定する口座振替によって行うものとし、この場合に発生する金融機関等の手数料については、入会者の負担とする。

4 会員が既に納めた会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

5 当法人がサービスを提供する始期は、毎月1日又は15日とし、15日からサービスの提供を受ける入会者は、入会月における月会費は半額とし、2ヶ月目以降は、他と同様とする。

(有効期間)

**第6条** 会員資格を有する期間は、月会費の入金日が属する月の1日から1ヶ月間とする。

- 2 前項の会員資格は、会員期間の満了日1ヶ月前までに会員から当法人に対して退会届が提出された場合を除き、更に1ヶ月間自動更新されるものとし、これ以後も同様とする。

#### (変更の届出)

**第7条** 会員はその氏名、商号、名称、代表者、住所及び連絡先等、当法人への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更届を当法人に提出するものとする。

- 2 会員が前項の変更届を怠ったことにより不利益を被った場合には、当法人はその責任の一切を負わないものとする。
- 3 従業員数等の変動により、会員の第5条第1項第1号に規定する会費区分に変更が生じている場合に、会員が変更届を怠ったがために支払いを免れた会費の差額があるときには、会員は会費区分の変更があった日以降の会費を支払わなければならないものとする。

#### (退 会)

**第8条** 会員は、当法人所定の退会届を提出することにより、退会することができる。

- 2 前項の退会届は、退会しようとする日の1ヶ月前に提出しなければならない。
- 3 退会しようとする会員において、未払いの会費等がある場合には、会員は退会後も当法人に対するその会費等の支払義務は免れないものとする。

#### (会員資格の取消し)

**第9条** 当法人は、会員が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合、会員資格を取り消すことができる。

- (1) 他者、当法人の名誉、プライバシー、著作権及び肖像権等を侵害したとき。
- (2) 当法人の信用を傷つけ、又は会員としての品格を損なったとき。
- (3) 会費の支払いが2ヶ月以上遅滞したとき。
- (4) 当法人のサービスを通じて、他会員の連絡先等の個人情報を収集し、又は入手した情報を複製、公開、配布、出版及び販売等を行う行為があったとき。
- (5) 法令若しくは公序良俗に反する行為があったとき。
- (6) 本規約又はその他当法人が定める規則に違反したとき。
- (7) その他、当法人が会員として不適格と認めたとき。

### 第3章 権 利

#### (会員の権利)

**第10条** フィットネスクラブA・B・Cを除く正会員及び名誉会員は、次の権利を有する。

- (1) オンラインによる面談サービス及びSNSアプリを利用したサポート

- (2) 産業理学療法職場評価
  - (3) 慢性疼痛予防
  - (4) 当法人が提供するサービスを優先的にかつ特別価格で受けること。
  - (5) 当法人の会員であることを、自ら又は自らが関連する事業の名刺及び広告等において示すこと。
- 2 正会員の内、フィットネスクラブA・B・Cは、次のサービスの提供を受ける権利を有する。
- (1) 正会員 フィットネスクラブA・B・C共通
    - ・ 当法人が提供するサービスを優先的にかつ特別価格で受けること。
    - ・ 当法人の会員であることを、自ら又は自らが関連する事業の名刺及び広告等において示すこと。
  - (2) 正会員 フィットネスクラブA
    - ・ オンラインによるフィットネスクラブ利用顧客との面談サービス
    - ・ 改善データの統計解析及び学会への発表
    - ・ スタッフの育成
    - ・ 時間内緊急相談
  - (3) 正会員 フィットネスクラブB
    - ・ オンラインによるフィットネスクラブ利用顧客との面談サービス
    - ・ 時間内緊急相談
  - (4) 正会員 フィットネスクラブC
    - ・ オンラインによるフィットネスクラブ利用顧客との面談サービス
- 3 賛助会員は、次の権利を有する。
- 当法人の会員であることを、自ら又は自らが関連する事業の名刺及び広告等において示すこと。
- 4 当法人がサービスを提供する始期は、会員の入会時期により、毎月1日又は15日の2種類とする。

## 第4章 規約の追加及び変更

### (規約の追加及び変更)

- 第11条 本規約に定めのない事項については、理事会の決議により定める。
- 2 当法人は、理事会の決議により、権利及び会費を含め本規約の全部について追加変更をすることができる。当法人により追加変更された規約は、当法人のウェブサイトに掲載された時点で効力を発するものとし、以後会員は当該追加変更された本規約に拘束されるものとする。

## 第5章 免責及び損害賠償

### (免責及び損害賠償)

- 第12条** 天災地変、コンピューター、通信回線のトラブル及びシステムの更新等により、当法人に帰責性なく会員サービスが中止又は一時停止した場合、当法人は一切の責任を負わないものとする。
- 2 会員は、当法人が提供するサービス及び当法人の活動に関連して取得した資料、情報等については、自らの判断によりその利用の採否を決定するものとし、これらに起因して会員又は第三者が損害を被った場合でも、当法人は一切の責任を負わないものとする。
- 3 会員間で紛争が発生した場合には、当該会員間で処理するものとし、当法人は一切の責任を負わないものとする。
- 4 会員と第三者との間で紛争が発生した場合には、紛争当事者である当該会員は、自己の費用と責任において、これを解決するものとする。
- 5 本規約に違反した会員に対し、当法人は告知無くしてサービスを利用停止し、会員資格の取消し等の措置をとることがあり、それによって生じた如何なる損害に対しても、当法人は一切の責任を負わないものとする。
- 6 登録メールやパスワードが第三者に利用されたことによって生じた損害等については、当法人に重過失がある場合を除き、当法人は一切の責任を負わないものとする。
- 7 他会員の情報が不正確又は虚偽の内容であったこと等により、会員が被ったすべての損害及び不利益について、当法人は一切の責任を負わないものとする。
- 8 当法人は、会員同士のやり取りにつき、如何なる目的においても監視する義務を負わないものとする。
- 9 当法人が会員に対して損害賠償責任を負う場合、当法人に重過失がある場合を除き、当法人が負う損害賠償責任は、会員が支払う会費を上限とする。
- 10 会員が退会又は会員資格の取消し等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

## 第6章 個人情報の保護

### (個人情報の保護)

- 第13条** 当法人は、自身が定める個人情報保護方針に基づき会員の個人情報を管理し、その保護に万全を期すものとする。
- 2 当法人が業務上入手した身体的データ等の個人情報については、当法人は業務以外には使用しないものとする。
- 3 会員は、当法人に入会を申し込むことで、当法人が自身の身体データ等の個人情報を取得することに同意したものとする。

## 第7章 反社会的勢力への対応

## (反社会的勢力への対応)

第14条 当法人は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく、会員に対して、会員資格の取消しをすることができるものとする。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者又は総会屋その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という。）に属すると認められるとき。
- (2) 反社会的勢力が実質的に経営に関与していると認められるとき。
- (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき。
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 自ら又は第三者を利用して、当法人又は当法人の関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言動を用いたとき。

2 当法人は、会員が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、何らの催告をすることなく、会員に対して、会員資格の取消をすることができるものとする。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流し、偽計若しくは威力を用いて当法人の信用を毀損し、又は当法人の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 会員は、反社会的勢力のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

4 当法人は、本条の規定により会員資格の取消しをした場合において、会員に損害が生じ場合においても何らの賠償責任を負わないものとする。

ただし、これにより当法人に損害が生じたときは、会員はその損害を賠償する責任を負うものとする。